

(様式1)

神教委環第560号

令和6年8月13日

文部科学大臣 殿

神戸市長 久元 喜造

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

神戸市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和6年度(1年間)

(担当)

神戸市教育委員会事務局学校支援部学校環境整備課

住所：兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3-3

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

電話：078-984-0684

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 老朽化対策を図る整備

【令和5年度一般会計年度補正予算(本省繰越)】

- ①春日野小学校について、危険改築、不適格改築を行い、老朽化対策を図る。
- ②港島学園について、建物の長寿命化を図る。

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

#### (2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

【令和5年度一般会計年度補正予算(強靱)】

- ①東町小学校について、空調改修を行い、教育環境の改善を図る。
- ②原田中学校について、空調改修を行い、教育環境の改善を図る。
- ③垂水東中学校について、空調改修を行い、教育環境の改善を図る。
- ④青陽須磨特別支援学校について、空調改修を行い、教育環境の改善を図る。

#### (3) 教室不足の解消等を図る整備

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

【令和5年度一般会計年度補正予算(本省繰越)】

- ①神戸祇園小学校において、屋外改修工事を行い、教育環境の質的な向上を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

【令和6年度当初予算】

- ①春日野小学校において、学校水泳プールを整備し、教育環境の充実を図る。  
②垂水小学校において、学校水泳プールを整備し、教育環境の充実を図る。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		162 校
中学校		83 校
義務教育学校		2 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		6 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		32 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		8 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	138 箇所
	共同調理場	2 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	249 箇所
	学校武道場	37 箇所
	社会体育施設	7 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	平成30年12月
国土強靱化地域計画※2	有	平成28年9月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画の目標を公表し、計画期間経過後に評価結果を公表する。

